

# 工事指定店が行う主な届け出

※登録事項に変更が生じたときは、届け出が必要です。忘れずに行ってください。

問合せ先：石巻市建設部下水道管理課 水洗化収納係 ☎0225-95-1111（内線5688）

## 1. 登録（更新）

受付期間	4月1日指定：2月の1ヶ月間（更新）
申請様式	排水設備等工事指定店申請書（様式第11号）
添付書類	①誓約書（様式第12号） ②住民票の写し（個人・コピー不可）、定款又は寄付行為（法人）、登記簿謄本（法人） ③営業所の平面図、写真（事務所内部及び外部）、付近見取図（様式第13号） ④責任技術者証のコピー（全員分） ⑤所有設備機械・器具調書（様式第14号）※測量機械記入必須。機械等の写真添付不要。 ⑥工事経歴書（様式任意） ⑦従業員名簿（様式第15号） ⑧納税証明書：市町村関連⇒法人市（町村）税（直前2ヶ年分）、固定資産税（資産証明書） 税務署関連⇒法人事業税、法人県民税 県税事務所関連⇒法人税、消費税 ⑨その他市長が必要と認める書類 ※詳細は、申請月に別途要領を交付する。
手数料	更新：10,000円

## 2. 商号又は組織の変更

受付期間	随時
申請様式	排水設備等工事指定店変更届出書（様式第28号） 排水設備等工事指定店証書換え交付申請書（様式第22号）
添付書類	①住民票の写し（個人）、定款又は寄付行為（法人）、登記簿謄本（法人） ②工事指定店証（交付済みの旧指定店証）
手数料	5,000円

## 3. 所在地の変更

受付期間	随時
申請様式	排水設備等工事指定店変更届出書（様式第28号） 排水設備等工事指定店証書換え交付申請書（様式第22号）
添付書類	①住民票の写し（個人・コピー不可）、定款又は寄付行為（法人）、登記簿謄本（法人） ②営業所の平面図、写真（事務所内部及び外部）、付近見取図（様式第13号） ③工事指定店証（交付済みの旧指定店証）
手数料	5,000円

## 4. 代表者の変更

受付期間	随時
申請様式	排水設備等工事指定店変更届出書（様式第28号） 排水設備等工事指定店証書換え交付申請書（様式第22号）
添付書類	①住民票の写し（個人・コピー不可）、定款又は寄付行為（法人）、登記簿謄本（法人） ②誓約書（様式第12号） ③工事指定店証（交付済みの旧指定店証）
手数料	5,000円

## 5. 役員の変更（就任・辞任等）

受付期間	随時
申請様式	排水設備等工事指定店変更届出書（様式第28号）
添付書類	①登記簿謄本 ②誓約書（様式第12号）

## 6. 責任技術者の入社又は退社

受付期間	随時
申請様式	排水設備等工事指定店変更届出書（様式第28号）※入社又は退社日記入必須。（空欄利用）
添付書類	①責任技術者証

## 7. 指定店証の棄損又は紛失

受付期間	随時
申請様式	排水設備等工事指定店証再交付申請書（様式第23号）
添付書類	①住民票の写し（個人・コピー不可）、定款又は寄付行為（法人）、登記簿謄本（法人） ②棄損した場合は工事指定店証
手数料	5,000円

## 8. 指定店の廃止、休止又は再開

受付期間	随時
申請様式	排水設備等工事指定店（廃止・休止・再開）届出書（様式第29号）
添付書類	①廃止の場合は工事指定店証

【登録事項に変更が生じたときは、届け出が必要です。忘れずに行ってください。】

問合せ先：石巻市建設部下水道管理課水洗化収納係 ☎0225-95-1111（内線5688）

## 1. 責任技術者が行う主な届け出

### 更新登録

受付期間	有効期間満了前の指定期間内（登録している住所へ更新手続きの案内サービスをしています。）
申請様式	排水設備等工事責任技術者登録申請書（様式第16号）
添付書類	①住民票の写し（コピー不可） ②写真（申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、無背景、胸から上が写っているもの、縦30mm×横24mm）2枚 ③責任技術者証 ④最後に受講した更新講習の修了証（コピー） ④誓約書（様式第17号）
手数料	2,000円

### 責任技術者証の記載事項変更(住所・氏名・会社)

受付期間	随時
申請様式	排水設備等工事責任技術者証書換え交付申請書（様式第19号）
添付書類	①変更の事実を証する書類（住所及び氏名：住民票の写し、会社：保険証の写し又は任意様式の在籍証明等） ②写真（申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、無背景、胸から上が写っているもの、縦30mm×横24mm）2枚 ③責任技術者証
手数料	1,000円

### 責任技術者証の棄損及び紛失

受付期間	随時
申請様式	排水設備等工事責任技術者証再交付申請書（様式第20号）
添付書類	①住民票の写し（コピー不可） ②写真（申請前6カ月以内に撮影した無帽、正面、無背景、胸から上が写っているもの、縦30mm×横24mm）2枚 ③棄損した場合はその責任技術者証
手数料	1,000円

## 2. 工事指定店が行う主な届け出

### 責任技術者の入社又は退社

受付期間	随時
申請様式	排水設備等工事指定店変更届出書（様式第28号）※入社又は退社日記入必須。（空欄利用）
添付書類	①責任技術者証

### (注意)

**宮城県建設センターに登録している事項（住所・氏名・勤務先等）に変更が生じた場合は、石巻市への届出のほかに宮城県建設センターへも変更届が必要です。**

変更届が未提出の場合、責任技術者試験合格後5年毎に受講が必要な更新講習の案内サービスについて、宛先不明等により届かないことがあります。

問合せ先：（公社）宮城県建設センター 総務企画部 企画・研修課（☎022-263-1432）

※宮城県建設センター主催の責任技術者更新講習を受講しないと資格を失効し、当市への登録はできません。再度、登録するには責任技術者試験を再受験し合格してから手続きが可能となります。

※各種申請様式については指定店へ配布していますが、石巻市のホームページからもダウンロード出来ます。詳細は下水道管理課までお問い合わせ下さい。

## 3. 工事指定店及び責任技術者の違反行為

法令等の規定を遵守するとともに、次に掲げる行為を行ってはならない

- ・責任技術者の名義を借用、貸与
- ・工事指定店の名義を貸与
- ・不正な手段により責任技術者の指定を受けた
- ・石巻市下水道条例第6条の申請及び確認を受けないで排水設備等の新設、改築、増設又は撤去した
- ・新設等の申請書を提出し、理由もなく確認の日から3箇月以上施工しない
- ・工事の設計及び監督を責任技術者以外の者が行った
- ・現場責任者が不在
- ・排水設備用指定材料又は用具以外のものを使用
- ・道路工事において、道路管理者及び警察署長の許可なくして施工
- ・道路工事において、道路管理者及び警察署長の許可条件に違反
- ・工事完了後、5日以内にしゅん工届を提出しない
- ・汚水を雨水ますに、雨水を汚水ますに固着
- ・再検査が多い
- ・不当に多額の工事費を要求、又は受け取った
- ・しゅん工検査時又は再検査時に指摘事項を15日以上放置
- ・指定を受けてから1年以内に営業を開始しないとき、又は引き続き1年以上営業を中止したとき
- ・工事の申し込みに対し、相当の理由がなく拒んだ
- ・その他遵守事項に違反した